

安芸郡坂町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月三十日

広島県人事委員会

委員長 加 藤

誠

広島県人事委員会規則第十七号

安芸郡坂町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

安芸郡坂町の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会事務局の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改め、同表保育所の項を削る。

附 則

- 1 この人事委員会規則は、公布の日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により教育長がなお従前の例により在職する間においては、当該教育長に係る地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第三項ただし書に規定する管理職員等の範囲については、なお従前の例による。